

北九州市の 新型コロナワクチン情報

令和4年7月27日時点の情報です。

ワクチン接種の効果は、時間の経過に伴い、徐々に低下することが示されています。対象の人は、早めの接種をご検討ください。

▶一般(12歳以上)の人

	会場名	実施日時
集団接種	12会場 会場一覧は こちらから▶	水・木・土・日曜日の14~17時 (日曜日は10~13時もあり)
	10・20代限定 ・あるあるCity ・コムシティ	金・土曜日の18~21時 予約なし接種も可 (受付時間:18時30分~20時)
個別接種	予約専用サイトなどで ご確認ください。	医療機関一覧は こちらから▶

- はモデルナ社製ワクチン
- はファイザー社製ワクチン

問 コロナワクチンコールセンター
0120・489・199
※聴覚障害のある人は☎383・0820

担 保健福祉局感染症医療政策課 ☎582・2919

~全国的に新型コロナウイルスによる感染が拡大しています~

感染防止へのご協力をお願いします

- 発熱・喉の痛みなど体調に異変がある人は、事前に電話をしてから、かかりつけ医やお近くの医療機関を受診してください。かかりつけ医のない場合やどこで受診できるかわからない場合は、相談ナビダイヤル☎0570・093・567へご相談ください。市のホームページ(右記を読み取り)からもご覧になれます。
- まもなく、お盆の時期となります。帰省や旅行などでは、移動先の感染状況を確認して、混雑しない場所や時間を選ぶなど、感染対策を工夫してお過ごしください。



▲市ホームページ「発熱時の診療・検査」

エアコン使用中もこまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

一般的な家庭用エアコンでは、空気を循環させるだけで換気は行っていません。「窓とドアなど2カ所を開ける」「扇風機や換気扇を併用する」など換気をしましょう。

担 総務局新型コロナウイルス感染症対策室 ☎0570・093・567

「とびうめ@きたきゅう」に登録しませんか

問 保健福祉局地域医療課 ☎582・2678

「とびうめ@きたきゅう」は、市内の医療機関などで医療や介護サービス、健康診査などの情報が共有される仕組みです。登録することで、かかりつけ医ではない医療機関に救急搬送されたときも適切で迅速な医療を受けることができたり、退院するときも在宅生活への円滑な移行ができたりといった利点があります。

令和2年6月のスタート以来、全市で登録者は増え、現在、2万8000人を超えています。

共有される情報や施設は

- ①氏名、生年月日、住所、性別と緊急時の連絡先
- ②かかりつけ医や病名、処方されている薬などの医療情報

- ③要介護度や担当ケアマネジャーの事業所名などの介護情報
- ④特定健診(メタボ健診)などの健康診査の結果

※②④は、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の加入者だけ
情報が共有される施設

「とびうめ@きたきゅう」に参加する病院や診療所など

登録手続きは

「登録申出書」に必要事項を記入の上、各区役所の保健福祉課や社会福祉協議会、市民センターなどへ。詳しくは、保健福祉局地域医療課へ問、かかりつけ医、訪問看護師、担当のケアマネジャーなどに相談を。市のホームページ(下記を読み取り)からもご覧になれます。



▲市ホームページ「とびうめ@きたきゅう」

とびうめ@きたきゅう Q&A

Q1 登録に費用はかかりますか。
A1 無料で登録できます。

Q2 個人情報共有されるのが心配です。誰か情報を見るのでしょうか。
A2 とびうめ@きたきゅうに参加している病院や診療所のうち、実際にかかったり、搬送された施設で、医療関係者が診療に必要な範囲だけの情報を見ます。また、

Q3 とびうめ@きたきゅうが役にたつた例はあるのでしょうか。
A3 救急病院からは、「搬送された患者さんが普段飲んでる薬が分かって、速やかに対応ができた」「患者さんの家族の連絡先が分かり、すぐに連絡できた」などの報告があります。家族が付き添っていても、動揺していて、薬や病気の名前が出てこないこともあります。登録しておくことで安心です。

仕事と育児や介護を両立できる取り組み 育児・介護休業法の改正について

問 総務局女性活躍推進課 ☎582・2209

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に企業における「産後パパ育休制度の創設」や「雇用環境整備」などが義務化されています。これにより、従業員は育児休業を分割して取ったり、休業制度を夫婦間で交代で利用したりすることができるようになります。

市では、職場の環境整備や、仕事と生活を調和させる「ワーク・ライフ・バランス」に取り組み企業などの支援を行っています。

企業向け出前セミナー

女性の育成やキャリア支援、仕事と子育て・介護の両立、ワーク・ライフ・バランスの基本などの従業員向けの研修に無料で講師を派遣します(オンライン研修も可)。甲 随時。専用の申込書に必要事項を記入の上、郵送で〒803・8501 総務局女性活躍推進課へ。申込書は同課で配布中。インターネット(左記を読み取り)からも申し込むことができます。

- 対象…市内の企業・事業所
- 実施期間…来年3月31日まで
- 費用…無料



▲企業向け出前セミナーは
こちらから



▲企業への社会保険労務士の派遣は
こちらから

企業への社会保険労務士の派遣
社会保険労務士を派遣し、ワーク・ライフ・バランスなどに関する助成金の活用や就業規則の見直しなどの助言、情報提供を行います。甲 電話で来年3月10日までに問先へ。

- 対象…市内の企業・事業所
- 実施期間…来年3月31日まで
- 費用…従業員300人以下は無料(301人以上の場合は有料で派遣可。料金など詳細は問を)